

福岡県公報

令和8年1月9日
第 660 号

一般社団法人 福岡県獣友会 福岡市博多区博多駅東二丁目8番22号
第1よしみビル206号

不老 安正

目 次

告 示 (第4号 - 第8号)

○鳥獣捕獲等事業の認定	(経営技術支援課) 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) 2
公 告	
○管理容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) 2
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) 3
再 掲	
○令和8年度福岡県職員採用Ⅰ類試験の施行 (人事委員会事務局任用課) 3

告 示

福岡県告示第4号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、令和7年12月5日付けで鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称

住所

代表者の氏名

福岡県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年7月福岡県告示第589号筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

八女市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月25日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	飯塚福間線	前	宮若市沼口840番1先から 宮若市沼口755番5先まで	7.0 ～ 85.0	340.0
			後	宮若市沼口840番1先から 宮若市沼口755番5先まで	7.0 ～ 85.0	340.0

福岡県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚福間線	宮若市沼口840番1先から 宮若市沼口755番5先まで

福岡県告示第8号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字渡り2191・2194（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

令和8年5月25日（月）、5月26日（火）及び5月27日（水）の3日間

- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
10名
- 7 受講料
20,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和8年1月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）
- 2 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程
令和8年5月25日（月）、5月26日（火）及び5月27日（水）の3日間
- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
120名

- 7 受講料
20,000円

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用I類試験を別表のとおり施行する。

令和7年12月24日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

令和8年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格	試験日	試験種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	試験案内等の配布場所	試験の申込先	その他
							発表日	発表の方法					
回	定期採用	行政（春季）	①平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 【21歳以上29歳未満】 ②平成17年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次 4月12日	基礎能力試験	福岡市 東京都	第1次 4月下旬	合格者の受験番号を、福岡県人事委員会事務局前廊下に掲示するとともに福岡県ホームページにも掲載する。 最終合格者には書面で通知する。	インターネットにより、令和8年3月2日から令和8年3月16日まで	行政（春季）については、拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階 総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、飯塚・直方） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島、田川） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京葉、八女、那珂、久留米） ⑦大学等の就職担当窓口	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階 総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、飯塚・直方） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島、田川） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京葉、八女、那珂、久留米） ⑦大学等の就職担当窓口	
				第2次 5月5月中旬～	論文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最終	5月下旬					
				第1次 4月12日	基礎能力試験 専門試験	福岡市 東京都	第1次	4月下旬					
				第2次 5月5月中旬～	人物試験 資格調査	福岡市	最終	5月下旬					
		I類	行政 教育行政 警察行政 児童福祉 土木建築 機械 電化 農業 農業土木 林業 畜産 水産 栄養士	年齢	①平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 【21歳以上29歳未満】 ②平成17年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次 6月21日	基礎能力試験 専門試験	福岡市 東京都	第1次 7月上旬	インターネットにより、令和8年4月24日から令和8年5月15日まで	行政、教育行政及び警察行政については、拡大文字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び点字による試験を実施する。	行政、教育行政及び警察行政については、拡大文字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び点字による試験を実施する。	行政、教育行政及び警察行政については、拡大文字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び点字による試験を実施する。
				資格 ・免許	児童福祉 管理栄養士の免許を有する者 又は令和9年5月までに免許を取得する見込みの者	第2次 7月8月中旬～	論文試験	福岡市	最終	8月中旬			
				栄養士	管理栄養士の免許を有する者 又は令和9年5月までに免許を取得する見込みの者								
				早期採用	行政								

（注1）地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

ただし、I類栄養士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。

（注2）上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

（注3）論文試験については、最終合格者の決定にあたり、採点を行う。

（注4）I類（定期採用及び早期採用）は、一つの試験区分のみ申込みができる。